

町 右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後三時まで 一〇月二日から一一月一〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所
-------------	------------------------	--	----------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域 田村市、田村郡三春町、同郡小野町及び双葉郡広野町	対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
----------------------------------	------------------------------	--

（計量検定所）

福島県告示第四百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿（笹川第5地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称
郡山市

二 成果の名称

郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿（笹川第6地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿（笹川第7地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿（笹川第8地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百九十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和五年七月十四日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和五年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在

喜多方市関柴町西勝字三島

同 市関柴町西勝字三島

地番

二二番

二三番

地目

田 二、四二〇

田 三、五四六

面積（平方メートル）

- 同 市関柴町西勝字三島 二四番一田 一、一九三
- 二 当該申請に係る農地の利用の現況
- 保全管理

三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
畑として利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和五年一〇月二五日

2 存続期間 一〇年

3 借賃に相当する補償金の額 六三、五九〇円

五 その他参考となるべき事項

(記載無し)

(農村振興課)

福島県告示第四百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

双葉郡浪江町大字請戸字新町一の一、二、三の一、三の三、三の四、二八の二、二八の四、二八の五、二八の一、字雷一の一、一の二、一の六、三の二、字谷地畑四の二から四の七まで、二六、三三、三三の一、三五から三八まで、三九の二、四二の二、四九、四九の二、五〇の二、五二の一、五三、五四の一、五四の二、五七の一、一〇〇、字御壇ノ西五〇の二、五〇の三、五〇の八から五〇の一九まで、五〇の二七、五四の一、五五の一、五五の三、五七の一、五七の三、五八の一、字持平一の一、一の三から一の五まで、三の一、四の一、一四、一五、一六の一、一六の二、二七の一、二七の四、二七の五、字小谷地五八の三から五八の五まで、六一の一、六一の二、字浮沼三、四、一二から一五まで、一七、一九から二二まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第四百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第159号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコンほか計2品目 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部情報管理課
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和5年2月28日（火）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年9月4日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年8月8日（火）から同年9月4日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年8月21日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年8月21日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年9月25日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日（金）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Two items of a laptop
and another type of computer 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 25 September 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 September 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県警察本部公告第69号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察本部交通管制センター上位装置の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福島県警察本部長 若 田 英

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県警察本部交通管制センター上位装置 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 落札者を決定した日
令和5年6月23日
- 落札者の氏名及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 落札金額
373,218,780円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年4月25日

（会 計 課）

福島県警察本部公告第72号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察通信指令システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特

定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県警察通信指令システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
1,324,283,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年4月25日

(会 計 課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月8日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩 和
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
齋 藤 紀 朗	福島県郡山市咲田二丁目3番6号
村 上 芳 文	福島県郡山市大町一丁目16番8号
勝 田 博 之	福島県福島市森合字丹波谷地29番地の24
伊 藤 真 大	福島県会津若松市城南町2番7号
須 賀 俊 一	福島県伊達市保原町字四丁目15番地4
只 森 健 一	宮城県仙台市泉区高森七丁目42番地の15
金 子 征 司	宮城県仙台市太白区富沢西三丁目3番地の9 ノブレス富沢 WEST412

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和5年8月8日から令和6年3月31日まで

(監査総務課)